Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2026年11月10日現在

～2026年11月9日	2026年11月10日～

Smart Data Platformサービス利用規約　共通編

第1章　総則

第1条～第4条　（略）

（用語の定義）

第5条　本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～11　（略）	（略）
12　（略）	（略）

第6条　（略）

第3章　利用中止等

第16条　（略）

（利用停止）

第17条　当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、SDPFサービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

(1)　料金その他の債務について、別冊等に定めるメニュー等の支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2)～(4)　（略）

２～３　（略）

第18条　（略）

Smart Data Platformサービス利用規約　共通編

第1章　総則

第1条～第4条　（略）

（用語の定義）

第5条　本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～11　（略）	（略）
12　課金プロファイル	SDPFサービスに係る料金等の請求を管理するための論理的な単位
13　課金プロファイル番号	課金プロファイルを識別する番号（お客様契約番号と同一の番号となる場合を含みます。）
14　（略）	（略）

第6条　（略）

第3章　利用中止等

第16条　（略）

（利用停止）

第17条　当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、SDPFサービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

(1)　料金その他の債務の一部又は全部について、別冊等に定めるメニュー等の支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2)～(4)　（略）

２～３　（略）

第18条　（略）

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2026年11月10日現在	
～2026年11月9日	2026年11月10日～
料金表 通則 （料金の計算方法等） 1　（略） 2　当社は、別冊に別段の定めがない限り、１のお客様契約番号ごとに1の料金月に発生した利用料金を合算して、その料金月における料金として請求します。 3～17　（略）	料金表 通則 （料金の計算方法等） 1　（略） 2　当社は、別冊に別段の定めがない限り、１の課金プロファイル番号ごとに1の料金月に発生した利用料金を合算して、その料金月における料金として請求します。 3～17　（略）
	附則（令和8年10月26日　I&P1サ第000400000718-01号／令和8年11月4日　CNS企第000400004007-02号） この改正規定は、令和8年11月10日から実施します。